



居住支援の基礎知識

住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度とは、民間の空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進することを目的として、平成29年(2017年)に設立された制度で、次の3つの柱から成り立っています。

① セーフティネット住宅の登録制度

貸主が住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として登録を行う仕組みです。

主な登録要件

- 住戸面積は原則として25㎡以上(※緩和あり)
- 住宅設備を有すること(台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室)
- 耐震性を有すること
- 建築基準法、消防法等の法令に違反しないこと
- 近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない家賃額であること

● 登録方法

登録申請書はセーフティネット住宅情報提供システムで作成してください。

登録はこちらから ▶ <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



問合せ先

北九州市 都市整備局 住宅計画課 ☎ 093-582-2592

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

住宅確保要配慮者専用の賃貸住宅として登録される場合には、国から住宅の改修費補助を受けることができます。

補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者
補助対象工事	バリアフリー改修工事、耐震改修工事、間取り変更工事など
補助率・補助限度額	国1/3・50万円/戸 ※工事内容によっては、100万円/戸
家賃	公営住宅に準じた家賃の額以下であること
その他の主な要件	住宅確保要配慮者向け専用住宅としての管理期間が10年以上

※住宅の改修については、住宅金融支援機構による融資制度があります。

詳しくはこちら ▶ **住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 交付事務局**

✉ snj@how.or.jp ※原則メールでご連絡ください

☎ 03-6280-8113

<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>



- 住宅改修については、市の補助制度もご活用いただけます。(※諸条件あり)
- 制度内容や問合せ先については、P32をご覧ください。

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

(1) 居住支援協議会の設置 ▶ 詳しくはP34をご覧ください

(2) 居住支援法人の活動 ▶ 詳しくはP30.31をご覧ください

- 居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向け、様々なサービスを提供する、都道府県指定の法人です。
- 居住支援法人が提供するサービスには、入居相談や家賃債務保証、見守り、家財・遺品整理など、入居前から退去時まで様々なものがあります。

居住支援法人の福岡県指定については

福岡県 建築都市部 住宅計画課(☎ 092-643-3731)にお問合せください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shienhojinshitei.html>



住宅確保要配慮者

法で定める者

法:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

- 低額所得者
- 高齢者
- 被災者(発災後3年以内)
- 障害のある人
- 子ども(高校生相当以下)を養育している者

規則で定める者

規則:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

- 外国人
- 北朝鮮拉致被害者
- 中国残留邦人
- 犯罪被害者等
- 児童虐待を受けた者
- 更生保護対象者
- ハンセン病療養所入所者
- 生活困窮者
- DV被害者
- 東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者

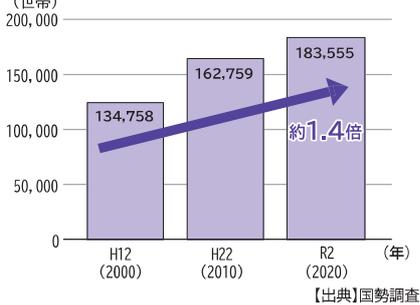
計画で定める者

計画:北九州市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

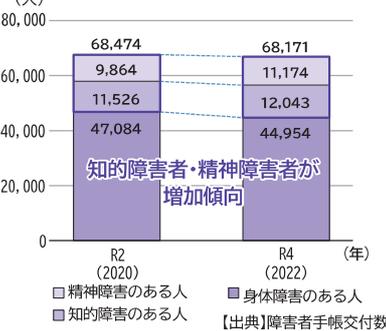
- 海外からの引揚者
- 児童養護施設等退所者
- 新婚世帯
- LGBT
- 原子爆弾被爆者
- UIJターンによる転入者
- 戦傷病者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- 市営住宅移転対象者(収入超過者及び高額所得者等を除く)

北九州市の状況

高齢者のいる世帯の推移



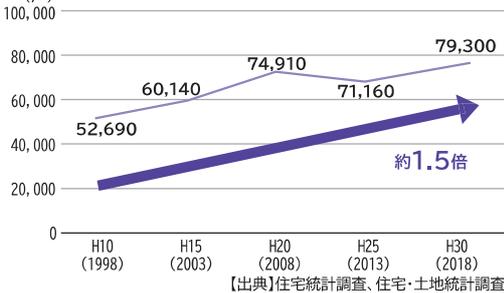
障害のある人の数の推移



外国人登録人口比率の推移



空き家数の推移



- 北九州市の“住宅確保要配慮者”と“空き家”は増加しています。
- 今後、空き家を活用し、増加する住宅確保要配慮者を受け入れる選択が求められています。

北九州市居住支援協議会

北九州市居住支援協議会とは、北九州市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とし、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に必要な支援策等について協議するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき設置された協議会です。

【主な取組】

北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度(P9~12)

